

開発許可申請等手数料一覧

■ 開発行為許可申請手数料（法第 29 条第 1 項）

開発区域の面積 (h a)	予定建築物が自己 の居住の用に供さ れるもの (自己居住用)	予定建築物等が自己 の業務の用に供され るもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1 未満	9, 100 円	14, 000 円	91, 000 円
0.1 以上 0.3 未満	23, 000 円	32, 000 円	140, 000 円
0.3 以上 0.6 未満	45, 000 円	68, 000 円	200, 000 円
0.6 以上 1.0 未満	89, 000 円	125, 000 円	280, 000 円
1.0 以上 3.0 未満	135, 000 円	210, 000 円	420, 000 円
3.0 以上 6.0 未満	180, 000 円	280, 000 円	550, 000 円
6.0 以上 10.0 未満	230, 000 円	360, 000 円	710, 000 円
10.0 以上	320, 000 円	510, 000 円	930, 000 円

■ 開発行為変更許可申請手数料（法第 35 条の 2 第 1 項）

変更理由	手数料	
(1) 設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に 規定する額の 1/10 新たに編入される面積に応じた 上記表に規定する額 10, 500 円	(1) (2) (3) の額の 合算額（ただし 930,000 円を超えな い範囲とする。）
(2) 新たな土地開発区 域への編入による変更		
(3) その他の変更		

■ 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第 41 条第 2 項）

48, 000 円

■ 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条第 1 項）

27, 000 円

■ 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (法第 43 条第 1 項)

敷地の面積 (h a)	手数料
0.1 未満	7, 100 円
0.1 以上 0.3 未満	19, 000 円
0.3 以上 0.6 未満	42, 000 円
0.6 以上 1.0 未満	74, 000 円
1.0 以上	107, 000 円

■ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第 45 条）

承認申請の種類	手数料
自己居住用、自己業務用（1.0ha 未満）	1, 8 0 0 円
自己業務用（1.0ha 以上）	2, 9 0 0 円
非自己用	1 8, 0 0 0 円

■ 開発登録簿の写しの交付手数料（法第 47 条第 5 項）

5 2 0 円

■ 開発行為又は建築等に関する証明証の交付手数料（都市計画法施行規則第 60 条）

6, 4 0 0 円